

## **【事案Ⅰ－7】転換契約無効および前契約復活請求**

・平成 29 年 12 月 15 日 裁定申立て取下げ

### **<事案の概要>**

転換前の共済契約は 30 年契約であり、現在残り 10 年で満期（満期金 400 万円）になるということであったが、共済団体の職員に保障内容が良くなる転換契約として、「10 年満期で満期金 400 万円」の契約を勧められ、契約した。実はこの契約は共済期間 10 年を 2 回継続する特約が付いた 30 年満期契約であった。申立人は、被申立人の説明不足として、転換前の契約に戻せと主張し、申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

転換契約を無効とし、以前の建物更生共済契約に戻せ、との判断を求める。

- (1) 平成 26 年 7 月に担当者から転換契約を勧められた。そのときに 10 年後に満期共済金 400 万円の条件が変わらないのであればと、転換契約の勧めに応じた。
- (2) 当時は 76 歳であり、10 年後に満期を迎える契約を、30 年満期に書換える事は絶対にしない。仮に 30 年満期と言ったのであれば、死後、誰が保険料を払うのかなどが話題になったはずだが、そのようなことは一切無かった。

### **<共済団体の主張>**

以前の契約に戻した場合、保障内容が劣後することの承認を得ることを条件に申立人の要求を受諾する、との裁定判断を求める。

- (1) 契約手続は意向確認を含め問題なく行われていること、保障内容も充実した内容となっていること、および契約から 3 年も経過していることから、本来は解約申出と判断するが、申立人の意向を踏まえ、以前の契約に戻した場合、保障内容が劣後することの承認が書面で得られるのであれば、申立人の要求を受諾する方向としたい。

### **<裁定の概要>**

当事者間の協議により、転換契約を無効とし、転換前の共済契約の内容に戻すこととなり、合意書を平成 29 年 11 月にて締結した後、申立人から裁定申立取下書の提出があったため、裁定手続は終了となった。